

平成29年6月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、同人の被扶養者であるA(以下「A」という。)の慢性関節リウマチ、関節拘縮、筋力低下(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間のうち8日間(以下「本件申請期間」という。)について、Bあんまマッサージ指圧師(以下「Bあんまマッサージ指圧師」という。)から受けたマッサージ施術に要した費用から一部負担金相当額を控除した額につき、同年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)〇〇支部に対し、健康保険法(以下「健保法」という。)による家族療養費の支給を申請した(以下「本件申請」という。)

2 保険者協会は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、申請のあった家族療養費のうち〇〇〇〇円を支給し、往療料については、「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等があるとはいえないため」として、支給しない旨の処分をした(以下、往療料について不支給とした部分を「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 法令等の定め

1 健保法による現金給付としての家族療養費の支給については、同法第110条第7項の規定により同法第87条の規定

が準用されているが、同条による療養費の支給については、(1)保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は、(2)被保険者が保険医療機関等以外の医療機関等から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費(現金給付)を支給することができることと定められている。

2 そして、その具体的な取扱いについては、「はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号厚生省保険局長通知)によるとされ、これによれば、往療については、「はり及びきゅうに係る施術において治療上真に必要なと認められる場合に行なう往療については認めて差し支えないこと。」とされている。また、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発1001002号厚生労働省保険局医療課長通知)によれば、「往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。」とされている。

さらに、地方厚生局保険課あての疑義解釈資料として、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(平成24年2月13日厚生労働省保険局医療課事務連絡)が発出されており、その別添2(マッサージに係る療養費関係)には、次のとおり記載されている。

「(問21)「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」とは、どのような理由を指すのか。(答)疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、外出等が制限されている状況をいうものであり、例えば、循環器系疾患のた

め在宅療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められる。したがって、単に施術所に赴くことが面倒である等の自己都合による理由は療養費の支給対象とならない。」

「(問33) 医療機関等へ付き添い等の補助を受けて通院している場合、また、歩行が不自由であるためタクシー等を使用して通院している場合等の状況において、マッサージに係る往療料は算定できるのか。(答) 「独歩による通所」が可能であるか否か等を勘案し、個別に判断されたい。事例のケースをもって一律に施術所に通所可能又は通所不可として取り扱うのは適切ではない。」

第4 問題点

本件の場合、保険者協会は、Aは本件申請期間に近接した期間に他の医療機関へ通院した事実があるので、「通所して治療を受けることが困難な場合」に当たらないと主張するのに対し、請求人は、Aは、居室内の移動は物につかまりながらかろうじて行える状況であるが、屋外の歩行は不可能で、通院は夫の運転する自家用車等で行い、病院内は車椅子で移動しており、自力では通院できない歩行困難の状態であって、往療によるマッサージが必要である旨の主張をしているのであるから、本件の問題点は、本件申請期間に係るAの当該傷病に対するマッサージの施術に伴う往療料の支給について、上記療養費に関する規定に照らし、支給対象として認められないかどうかということである。

第5 当審査会の判断

1 本件申請に係る療養費支給申請書(あんま・マッサージ)の「施術内容欄」によれば、初療年月日は平成○年○月○日、施術期間は平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち実日数8日、請求区分は継続、傷病名又は症状は当該傷病と同一疾病の慢性関節リウマチ、関節拘縮、筋力低下、施術内容は、マッサージが躯幹、右上肢、左上肢、右下肢及び左下肢に対してそれぞれ8回の施術と往療料8回、摘要(往療の理由)は歩行困難とさ

れ、Bあんまマッサージ指圧師が平成○年○月○日に施術証明をしている。

また、本件申請に添付されたものと認められるa病院・C医師作成の平成○年○月○日付同意書(マッサージ療養費用)には、傷病名として慢性関節リウマチが掲げられ、発症年月日「平○年」、症状「関節拘縮、筋力低下」、施術の種類「マッサージ、変形徒手矯正術」、施術の部位「躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢」、往療「必要とする」と記載された上、「頭書の疾病により療養のための医療上のマッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。」と記載されている。

他方、診療報酬明細書によれば、Aは、本件申請期間に近接した平成○年○月○日、同年○月○日にa病院の外来診療を、また同月○日にb病院の外来診療を、それぞれ受診しており、そのいずれについても往診料の算定がないことが認められる。

そして、本件記録中には、Aがこれらの医療機関に通院した方法については、これを明らかにする資料はなく、Aの日常生活における歩行の状況や外出の状況等についてもこれを明らかにする資料はない。

2 以上によれば、Aは、当該傷病により、本件申請期間について、往療によるマッサージを受けているのであるが、本件申請期間に近接する時期に他の医療機関に通院して外来診療を受診していることが認められる。

しかしながら、医療機関への通院の様子は様々であるから、通院の一事をもって、Aについて、歩行可能等の事実を認めることはできない。前記の疑義解釈の問33は、付き添い等の補助を受けて通院している場合やタクシー等を使用して通院している場合等のマッサージに係る往療料の算定については、独歩による通所が可能か否か等を勘案し、個別に判断されたいとしているが、当審査会もこれを相当と考えるものである。したがって、

本件についても、Aの上記医療機関への通院の具体的な態様や、Aの障害の状況・程度、日常生活における歩行等の状況及び外出の状況等を踏まえて、個別的に判断をすべきところ、これらを明らかにする資料はない。結局、本件については、「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合」に該当するか否かを判断することはできず、往療料の支給の可否を判断することはできないといわざるを得ない。

以上によれば、これらの検討を経ることなく、他の医療機関への通院の一事をもって往療料を不支給とした原処分は、相当ではなく、取消しを免れない。保険者協会は、さらに資料を収集した上で、支給の可否を決すべきである。よって、主文のとおり裁決する。